

B-Lineサービスの商材マッチングにかかる利用料は、以下のとおりとなります。

商材情報種別	B-Lineサービス利用料(消費税別)		
オファー(商品の販売、サービスの提供、技術の提供)			
当初1年間(※1)	合計取引金額(※3)の	5%	または2万円のいずれか大きい額
2～5年目(※2)	合計取引金額(※3)の	2%	または1万円のいずれか大きい額(※4)
サーチ(商品の購入、サービスの利用、技術の利用)			
当初1年間(※1)	合計取引金額(※3)の	2%	または1万円のいずれか大きい額
2～5年目(※2)	合計取引金額(※3)の	1%	または1万円のいずれか大きい額(※4)
事業の譲渡	譲渡金額(株式交換等を伴う場合はその価値を含む)の5%		
事業の譲受	譲受金額(株式交換等を伴う場合はその価値を含む)の5%		
事業者間の業務提携	提携事業の3年間の売上金額の5%または50万円のうち多い金額		

※1 成約月から1年間

※2 成約月の1年後の応答月から5年後の応答月の前月までの期間を1年ずつに区切った各年

※3 商品の購入・販売 : 1年間に成約した商品の販売／購入の額の合計
(商材マッチングの対象である商材にかかる取引等に限らない)

サービスの提供・利用 : 1年間に成約したサービス提供／利用の契約期間全体の利用料総額(ただし最長5年分)
(商材マッチングの対象であるサービスに限らない)

技術の提供・利用 : 1年間に成約した技術提供／利用の利用料総額
(商材マッチングの対象である技術に限らない)

※4 1年間に取引が発生しなかった場合は不要

利用料のお支払い方法	以下の利用料をご指定の預金口座から引き落とさせていただきます。 (1) 商談が成約に至った場合または対象年において初めて取引が行われた場合、 当該取引の金額について算出される、当該対象年にかかる最低金額を適用した利用料の額。 (2) 対象年における2回目以降の取引が行われた場合 当該対象年の取引の金額の合計額について算出される、当該対象年にかかる最低金額を適用した 利用料から、当該対象年の取引について既に支払われた利用料の額を差し引いた額。
支払期日	商談が成約に至った日または取引が成立した日の翌月末日。 (業務提携については別途合意した日)